

# 上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例

昭和31年8月1日

条例第18号

## (目的)

第1条 この条例は、上市町奨学資金（以下「奨学資金」という。）を支給し、又は貸与することにより、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項に規定する教育の機会均等を図ることを目的とする。

## (奨学資金の支給及び貸与)

第2条 町長は、奨学資金の支給又は貸与の対象となる者（次条において「対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、奨学資金を支給し、又は貸与することができる。

## (対象者)

第3条 対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。別表において同じ。））、大学（同法第104条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）及び大学院を除く。以下同じ。）及び高等専門学校（別表において「高等専門学校」という。）並びに短期大学並びに同法第124条に規定する専修学校（第12条及び別表において「専修学校」という。）に置かれる修業年限2年以上の高等課程及び専門課程をいう。第5条において同じ。）に在学する者であること。ただし、町長がやむを得ない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 本人又はその保護者（本人が未成年の場合にあつては親権を行う者又は未成年後見人を、本人が成年の場合にあつては父若しくは母又はこれらに代わる者をいう。次号において同じ。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されていること。ただし、町長がやむを得ない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 本人又はその保護者が町税を滞納していないこと。ただし、町長がやむを得ない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者であること。
- (5) 品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいると認められる者であること。

## (奨学資金の額等)

第4条 奨学資金の額は、別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に定める額を上限として、町長が定める額とする。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

## (支給又は貸与期間)

第5条 奨学資金の支給又は貸与期間は、支給又は貸与の開始の月から当該学校等における正規の

修業期間を修了する月までとする。

(支給又は貸与の申請)

第6条 奨学資金の支給又は貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(保証人)

第7条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(支給又は貸与の決定)

第8条 奨学資金の支給又は貸与の決定は、町長が行う。

(支給又は貸与の決定の取消し)

第9条 町長は、奨学資金の支給又は貸与を受けている者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該奨学資金の支給又は貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 本人が奨学資金の支給又は貸与の中止を申し出たとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなったとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) その他奨学資金の支給又は貸与が適当でないとして町長が認めるとき。

(支給又は貸与の停止)

第10条 町長は、奨学資金の支給又は貸与を受けている者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、当該奨学資金の支給又は貸与を停止するものとする。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 同一の学年の課程を再履修するときその他奨学資金の支給又は貸与を継続することが適当でないとして認められる事由が発生したとき その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由が止んだ日の属する月までの期間

(返還)

第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、大学を卒業した日の属する月の翌月1日から起算して1年を経過したとき、又は第9条の規定により奨学資金の貸与の決定を取り消されたときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 町長は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間、当該奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第9条の規定により奨学資金の貸与の決定を取り消された後、引き続き当該大学に在学しているとき。
- (2) 当該大学を卒業した後、当該大学以外の大学若しくは大学院若しくは短期大学又は専修学校に置かれる修業年限2年以上の専門課程に在学しているとき。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第13条 町長は、奨学資金の貸与を受けた者が返還を完了する前に心身の故障により当該奨学資金を返還することが困難になったと認められるときその他町長が特別な事由があると認めるときは、当該奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 町長は、前項に規定する場合のほか、住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されている者で特に必要と認めるものに対し、奨学資金の一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第14条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて当該奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分		金額（月額）	
支 給	高等学校（専修学校高等課程を含む。）	5,000円	
	高等専門学校	第1学年から第3学年まで	5,000円
		第4学年及び第5学年（専攻科を含む。）	8,000円
	短期大学（専修学校専門課程を含む。）	8,000円	
	大学	県内	8,000円
県外		10,000円	
貸 与	大学	県内	30,000円
		県外	40,000円

備考 奨学資金は、その支給及び貸与を重複して受けることができない。